

山口北沿岸海岸保全基本計画

平成 15 年 4 月
平成 20 年 5 月改訂
平成 26 年 3 月改訂
平成 27 年 12 月改訂
平成 29 年 3 月改訂

山口県

山口北沿岸海岸保全基本計画

目 次

序 編 海岸保全基本計画の策定について.....	- 1 -
1 海岸法の概要.....	- 2 -
2 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の概要.....	- 4 -
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項.....	- 6 -
1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	- 6 -
1-1 海岸の概要.....	- 6 -
1-2 海岸事業の経緯.....	- 8 -
1-3 長期的な在り方.....	- 8 -
2 海岸の防護に関する事項.....	- 9 -
2-1 防護の目標.....	- 9 -
2-2 防護の施策.....	- 11 -
3 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	- 12 -
3-1 環境の目標.....	- 12 -
3-2 環境の施策.....	- 12 -
4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	- 13 -
4-1 利用の目標.....	- 13 -
4-2 利用の施策.....	- 13 -
第2編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項.....	- 14 -
1 海岸保全施設を整備しようとする区域.....	- 14 -
2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等.....	- 14 -
2-1 施設の種類.....	- 14 -
2-2 施設の規模.....	- 15 -
2-3 施設の配置.....	- 15 -
3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	- 15 -
3-1 防護される地域.....	- 15 -
3-2 土地利用の状況.....	- 15 -
4 海岸保全施設の維持・修繕の方法.....	- 15 -

<計画事項表・附図>

序 編 海岸保全基本計画の策定について

1999年（平成11年）の海岸法一部改正により、これまでの「災害からの海岸の防護」の目的に、「海岸環境の整備と保全」と「海岸における公衆の適正な利用」を加え、総合的に海岸の保全を推進するものとなった。

また、地域の意向等を反映するため、国が「海岸保全基本方針」2000年（平成12年）を定め、この基本方針に基づき、都道府県知事が所管する海岸について、海岸の保全に関する基本計画「海岸保全基本計画」を定めることになった。

その後、2014年（平成26年）6月の海岸法の一部改正では、防災・減災対策を推進するとともに、海岸の適切な維持管理を推進することが加えられた。

これらを踏まえた、海岸保全基本方針や海岸保全基本計画は以下のとおりである。

○海岸保全基本方針

基本方針：『美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて』海岸の区分、海岸保全の基本理念や考え方など、国としての海岸保全に関する基本的な方向性を主務大臣が定める。

○海岸保全基本計画

「海岸の現況及び保全の方向」及び「海岸における公衆の適正な利用」を含めた海岸の保全に関する基本的な事項、「海岸保全施設の整備区域」及び「海岸保全施設の維持・修繕の方法」を含めた海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項を、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が定める。

1 海岸法の概要

海岸法は、1956年（昭和31年）に制定され、表－1に示すとおり、これまで1999年（平成11年）と2014年（平成26年）に、一部が改正されている。

表－1 海岸法の制度の変遷

年 度	法 律	海岸保全の考え方	社会的な背景
1956年 (昭和31年)	海岸法制定	目的：【防護】 台風による高潮や地震による津波から海岸背後の人命、財産や国土を守ることを定める。	・海岸工学の飛躍的な発展
1999年 (平成11年)	海岸法の一部改正	目的：【防護】 【環境】 【利用】 「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」	・台風による高潮や地震に伴う津波などの災害 ・海洋性レクリエーション需要の増大 ・広域的に顕在化する海岸侵食 ・自然環境に関する意識の向上 ・地方分権化の推進
2014年 (平成26年)	海岸法の一部改正	・減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け ・水門、陸閘等の操作規則等の策定 ・海岸保全施設の維持、修繕基準の策定 等を追加	・東日本大震災の発生 ・中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故等における施設の老朽化に対する問題

《1999年（平成11年） 海岸法一部改正の概要》

- ① 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
 - ・海岸法の目的に「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の整備と保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加して定めた。
 - ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進することを定めた。
- ② 海岸法の対象となる海岸の拡張
 - ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置付け、海岸管理をしていくことを定めた。
 - ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進を図ることを定めた。
- ③ 海岸の適正な保全のための措置の導入
 - ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止及び罰則を適用した。
 - ・簡易な手続きで代執行が行える制度を導入した。
 - ・海岸の維持に関する原因者施行・原因者負担制度を拡充・強化した。
- ④ 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
 - ・「海岸保全基本計画」を定めるにあたっては、必要に応じて地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者

の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映する手続きを導入することを定めた。

《2014年（平成26年） 海岸法一部改正の概要》

- ① 海岸管理における防災・減災対策の推進
 - ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（緑の防潮堤）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付けることを定めた。
- ② 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立
 - ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けることを定めた。
- ③ 海岸保全施設の適切な維持管理
 - ・海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化することを定めた。
- ④ 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等
 - ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障を及ぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができることを定めた。
- ⑤ 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実
 - ・海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適切かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることを定めた。

2 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の概要

【海岸保全基本方針】

海岸保全基本方針の定めについては、海岸法第二条の二（主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を定めなければならない。）に示されている。

その海岸保全基本方針は、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるように、国が海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするための理念として、定められた。

● 海岸の保全に関する基本的な指針

1 海岸の保全に関する基本的理念

～美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて～

2 海岸の保全に関する基本的な事項

～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進～

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備～

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備～

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現～

(4) 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備～

(5) 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一丸となった広範な取組の推進～

【海岸保全基本計画】

海岸保全基本計画の定めについては、海岸法第二条の三（都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めなければならない。）に示されている。

● 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～

・ 海岸保全基本計画の定めるべき基本的な事項

海岸保全基本計画の対象範囲は、海岸法の対象となる区域において海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定める。

海岸法の対象となる区域は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」となる。但し、その他の海岸であっても防護上の必要性があれば、海岸保全区域の指定などを行って施設整備を行うことは可能で、本基本計画に含める。

また、本基本計画には近い将来「海岸保全区域」の指定を予定している海岸についても対象範囲に含める。

海岸保全基本計画の策定に際しては、地域の意見や専門家の知見を反映させるため学識経験者、関係市町長及び関係海岸管理者等からのヒアリング、ブロック会議、連絡協議会、そして検討委員会を行い、さらに地域住民の意見を反映するためにアンケート調査を実施して取りまとめた。

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- 2 海岸の防護に関する事項
- 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

第2編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

- 1 海岸保全施設を整備しようとする区域
- 2 海岸保全施設の種類・規模及び配置等
- 3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- 4 海岸保全施設の維持・修繕の方法

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1 海岸の概要

山口県は、本州の最西端に位置し三方を日本海と瀬戸内海に面しており、その海岸延長は約 1,500 kmを有し、日本海側の山口北沿岸と瀬戸内海側の山口南沿岸に区別される。山口北沿岸の延長は約 430 km、山口南沿岸は約 1,070 kmである。

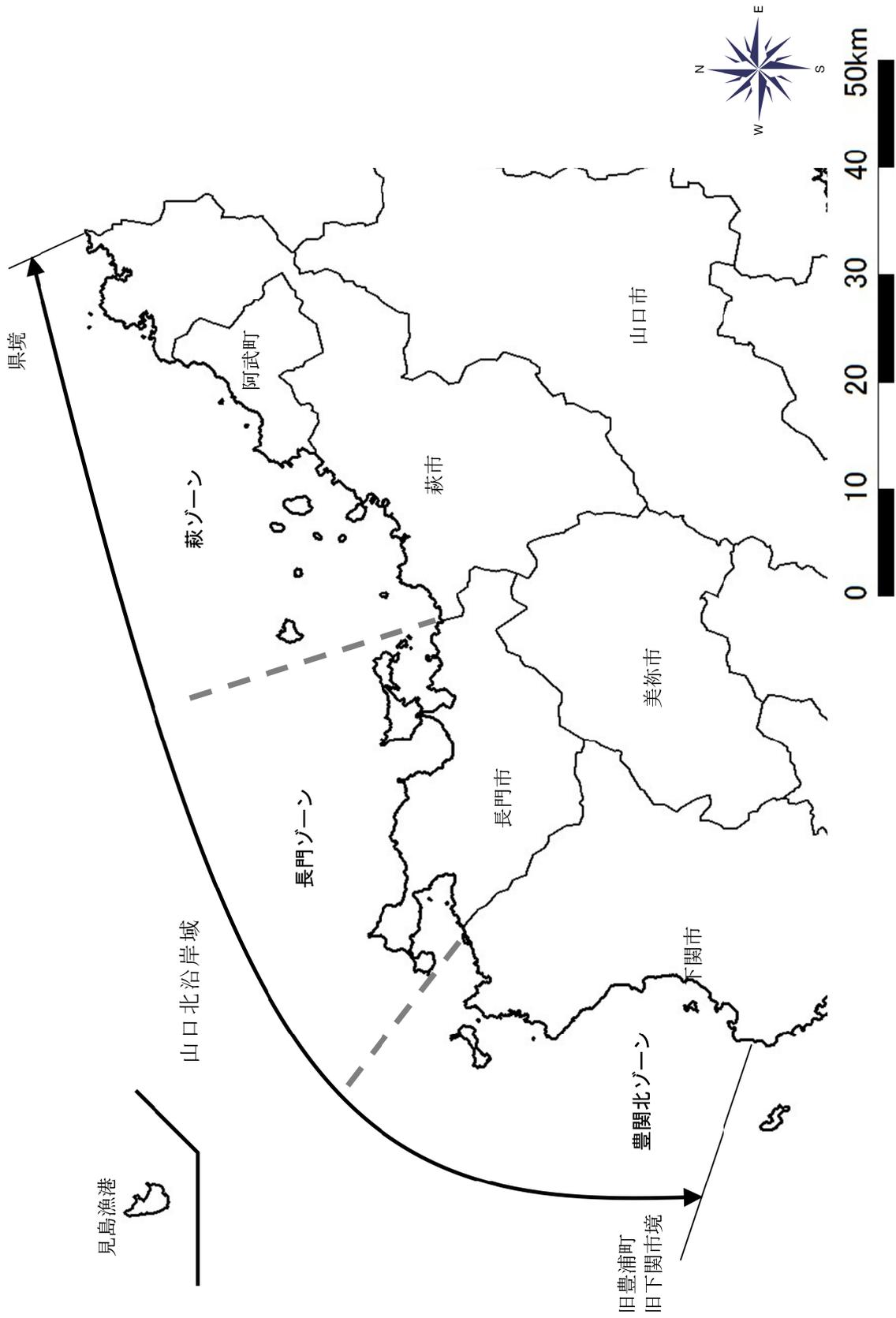
山口北沿岸は、島根県と接する萩市鉦崎から旧豊浦町と旧下関市との境界までの沿岸で、日本海に面し、冬季風浪に厳しく、長年の風浪により形成された奇岩海崖の名勝に富み、特に青海島の周辺は青く澄んだ海とともに海岸景観美を誇る。また、山口北沿岸は下関市の一部（旧豊浦郡豊浦町の沿岸線）を除き北長門海岸国定公園に指定されている。

沿岸域に流入する主要な河川には、萩市街地を立地させている河口デルタを形成した阿武川や長門市を貫流する深川川等がある。主要な沿岸都市には、長州藩の城下町で今なおその趣を伝える萩市、海産物加工品出荷額で全国有数の長門市等がある。また、多数の裾状に深く切れ込んだ湾奥域には漁港が立地している。

沿岸域は侵食された崖が多数点在しており、一部の海岸には砂浜が存在している。しかし、近年この砂浜の後退や侵食が進み、越波等による被害が発生しており、これらの被害に対して対策が求められている。

さらに、本県の県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、地域の特質を生かした発展と相互の有機的結合により県政振興を図ることとしており、沿岸域の保全と開発についても、これに密接にかかわるものである。

このため、萩地域、長門地域、下関地域の一部（下関市のうち旧豊浦郡豊北町、旧豊浦郡豊浦町）からなる山口北沿岸海岸保全基本計画では「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」との整合を図るとともに、それぞれの地域がもつ特性を考慮し、ゾーニングについては、それぞれ萩ゾーン、長門ゾーン、豊関北ゾーンに区分することとした。



山口北沿岸 範囲図

1-2 海岸事業の経緯

山口北沿岸は北側に面していることから、冬季風浪が厳しいために波浪による侵食被害や一部の沿岸域においては高潮のために越波による浸水被害等が発生している。

このため、侵食対策事業等により各地区海岸に堤防、護岸、離岸堤、突堤、水門等の他、潜堤、人工リーフ及び緩傾斜護岸等の面的防護施設の整備を進めている。この他、近年の様々なマリンスポーツや海洋性レクリエーション等の重要に対応するため、人工海浜等の整備を進めている。

1-3 長期的な在り方

日本海に面する山口北沿岸は、北長門海岸国定公園に代表されるように、自然環境資源が多彩であり、複雑な地形が冬の強い季節風により侵食を受け、変化に富んだ海岸景観を展開している。山地や丘陵地が海岸近くまで迫り、動植物にとって良好な生息環境を有している。また、沿岸域は海水浴など様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。

山口北沿岸は、冬季風浪による越波や飛沫、台風時の潮位上昇による浸水及び海岸侵食等の災害に対し、住民の安全な暮らしを守るための海岸防護、北長門海岸国定公園に代表される豊かな自然環境や海岸景観等の保全及びその特性を生かした公衆の適正な利用について相互の調和を図り、長期的かつ広域的な視点から防護・環境・利用が調和するよう総合的に沿岸域の整備を推進する。

沿岸域は地域の個性や文化を育んできていることなどから、山口北沿岸が持つ豊かな自然、社会、生活環境等の特性を活かした、地域とともに歩む海岸保全のための海岸づくりを目指すものとする。

山口北沿岸における海岸保全のための基本理念は、風土工学的アプローチによる統一コンセプトとして、次の標語に集約した。

『豊かな自然と歴史が織りなす共存海岸』

2 海岸の防護に関する事項

2-1 防護の目標

山口北沿岸は、冬季風浪や台風、地震等の厳しい自然条件にさらされており、海岸は波浪や高潮、津波による災害や海岸侵食から県民の生命や財産を防護する重要な役割を担っている。

このため、各々の地域において、気象・海象・地形等の自然条件及び過去の災害発生状況を把握し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を考慮して、適切な防護水準を設定する。

特に、高潮・津波対策については、護岸等の整備によるハード面の対策と合わせ、地域住民の避難誘導等に役立つソフト面の対策として、高潮・津波ハザードマップの整備や、潮位等の海象データを県民に公開・共有する高潮防災ステーションを整備し、一体的な防護を図る。また、高潮・津波発生時の水門・陸閘等の操作において、操作者の安全を確保しつつ適切な操作が可能な操作規則を策定する。

防護水準としては

- ① 台風等による高潮や波浪等から防護する海岸については、波浪推算と計画高潮位（朔望平均満潮位に潮位偏差を加えた値）を考慮する。
- ② 津波から防護する海岸については、設計津波高（朔望平均満潮位に津波波高を加えた値）を考慮する。
- ③ 海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持・保全することを基本的な防護水準とするが、侵食が著しく海岸背後に被害が生じる可能性が高い海岸、砂浜による消波機能を考慮した面的防御を必要とする海岸、及び海浜利用において汀線の回復を必要とする海岸については、必要に応じた汀線の回復を図る。
- ④ 海岸保全施設の老朽化対策については、施設の機能が適切に発揮できるように維持・修繕等を行い、耐久性の向上を図る。

なお、山口北沿岸における防護水準は、表－2のように定める。

表－２ 防護水準

ゾーン名	地域名	防護目的	防護水準				
			高潮		津波	侵食	老朽化
			沖波波高 (m)	計画高潮位 T.P. (m)	設計津波高 T.P. (m)		
萩	阿武町 萩市	高潮 津波 侵食	9.00～ 9.60	1.18～1.68	1.35～2.52	現状の 汀線維持 もしくは 必要に応 じた汀線 の回復	施設の 維持又は 修繕
長門	長門市		1.10～ 9.60	1.45～1.50	1.35～1.97		
豊関(北)	下関市		7.30～ 9.60	1.25～1.45	1.35～1.80		

2-2 防護の施策

●萩ゾーン

本ゾーンにおいては、高潮・津波対策が必要な地区は、天端高の見直しによる再整備を図る。侵食対策に対しては、護岸の補強や離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進し、可能な限り自然海岸を損なわない自然に優しい防災施設の整備を図る。また、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

●長門ゾーン

本ゾーンにおいては、高潮・津波対策が必要な地区は、天端高の見直しによる再整備を図る。侵食対策に対しては、護岸の補強や離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進し、可能な限り自然海岸を損なわない自然に優しい防災施設の整備を図る。また、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

●豊後(北)ゾーン

本ゾーンにおいては高潮・津波対策が必要な地区は、天端高の見直しによる再整備や背後地との間の緩衝地帯に越波防止対策等による防災施設の整備を図る。侵食対策に対しては、護岸の補強や離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進し、可能な限り自然海岸を損なわない自然に優しい防災施設の整備を図る。また、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-1 環境の目標

海岸は、多種多様な生物を育む貴重な空間であるとともに、砂浜や岩場等独得な自然環境を有し、地域の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきていることから、地域文化の継承に資する白砂青松海岸等は、復元・創造に努める。

また、海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、失われた自然の復元や景観の保存も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。

3-2 環境の施策

●萩ゾーン

本ゾーンの沿岸域には、ほぼ全海岸線に沿って藻場が生育しており良好な海域環境が形成されている。また、沿岸域は北長門海岸国定公園に指定され貴重な動植物等の自然環境が存在していることから、今後も自然環境の保全に配慮した防災施設の整備に努める。

そして、貴重な藻場や砂浜等の多様な自然環境、貴重な動植物や優れた海岸景観等は可能な限りその維持・保全に努めながら、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

●長門ゾーン

本ゾーンの沿岸域には、ほぼ全海岸線に沿って藻場が生育しており良好な海域環境が形成されている。また、沿岸域は北長門海岸国定公園に指定され貴重な動植物等の自然環境が存在していることから、今後も自然環境の保全に配慮した防災施設の整備に努める。特に、青海島等の貴重な植生、優れた海岸景観等の豊かな自然環境の保全に努め、環境学習の場として活用を図る。

そして、貴重な藻場や砂浜等の多様な自然環境、貴重な動植物や優れた海岸景観等は可能な限りその維持・保全に努めながら、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

●豊後(北)ゾーン

本ゾーンの沿岸域には、藻場が分布しており角島沿岸や阿川河口域には希少な貝類が生息している。また、旧豊浦郡豊北町の一部は北長門海岸国定公園に指定されていることから、動植物の保護や保全に配慮した防災施設の整備に努める。特に、自然海浜保全地域の指定箇所や白砂青松の海岸景観が存在している所では、自然環境に配慮しながら保全施設整備と調和を図りながら沿岸域の環境保全に努める。

そして、貴重な藻場や砂浜等の多様な自然環境、貴重な動植物や優れた海岸景観等は可能な限りその維持・保全に努めながら、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

4-1 利用の目標

海岸は、古くから生産の場や輸送空間として、また、祭りや行事の場として利用され、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々の要求も社会のあらゆる分野で高度化・多様化しており、海岸も海水浴場等の利用の他に様々なレジャーやスポーツ、体験学習、癒しの場として利用されている。

このため、公衆の適正な利用を確保していくため、誰もがいつでも安全に快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した質の高い快適海岸の施設整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損等に適切に対処する。

4-2 利用の施策

多様化する海岸利用に対して、海岸が有する様々な機能を十分に生かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸の利用増進に資する施設整備を推進し、快適海岸の整備・保全を図るため

- ① 海辺との触れ合いを助長するために、安全性やバリアフリー化等の質的な向上に配慮するとともにアクセス性や利便性の向上に努め、より一層質の高い海岸利用を推進するための施設整備を行う。
- ② 海辺が持つ安らぎの場としての親水機能を高めることや地域コミュニケーションの場としての海岸環境の整備を行う。
- ③ 地域のニーズに応じた海岸利用を推進することや海岸が有している様々な機能を十分に発揮させるため、地域住民や地域ボランティア等との協力体制を確立していく。
- ④ 漂着ゴミ等に対して、海岸管理者や地元及び地元住民等と一体となった清掃活動を行っていけるように交流を深めていく。
- ⑤ 放置ゴミ等により、海岸環境が悪化しないよう利用者のマナーの向上を図るための啓発活動や海岸利用のルールづくりの推進に努める。
- ⑥ 海岸景観や利便性を著しく損なう施設や放置船等に対しても適切に対処する。

などの施策を実施して、利用の増進を図る。

第2編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸保全施設の新設又は改良に関する一連の工事を施行しようとする範囲とし、計画事項表及び海岸保全施設施行区域図に示す合計88箇所である。整備しようとする区域の選定は、

- ① 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている地区海岸
- ② 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において防災のために施設を新設する区域
- ③ 既に海岸保全施設が整備されている地区海岸において高潮や侵食等の被害が依然として発生している区域
- ④ 海岸保全施設の老朽化が進行している箇所など

とした。

2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸別の地域特性を踏まえ、各地区海岸における海岸保全施設の種類、規模及び配置は以下に示すとおりである。

2-1 施設の種類

整備する海岸保全施設は、地形、背後地の利用形態、隣接海岸保全施設の形態、構造、景観及び海象条件等を総合的に勘案して決定する。

主要な施設の種類は次のとおりとする。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）
- 護岸（緩傾斜護岸を含む）
- 胸壁
- 突堤（ヘッドランドを含む）
- 離岸堤
- 消波堤（消波工を含む）
- 潜堤（人工リーフを含む）
- 人工海浜
- 水門，樋門，排水機場

2-2 施設の規模

施設の規模は、区域ごとの海岸保全施設の延長及び堤防、護岸等の代表天端高と定める。なお、代表天端高は、地形、背後地の利用形態及び海象条件により各区域単独、又は数区域にまたがり代表的な地点で、そこでの標準的な海岸保全施設を想定して決定する。

施設の規模は、別表（計画事項表）に示すとおりである。

2-3 施設の配置

施設の配置は、受益地域とその地域の状況を把握して保全効果、利便性、景観等を考慮して決定する。

海岸保全施設の配置は、添付附図（海岸保全施設施行区域図）に示すとおりである。

3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

3-1 防護される地域

本計画における受益地域は、添付附図（海岸保全施設施行区域図）に示すとおりである。

3-2 土地利用の状況

本計画地周辺における土地利用の状況は、別表（計画事項表）に示すとおりである。

4 海岸保全施設の維持・修繕の方法

巡視点検及び5年に1回の定期点検を実施した上で、施設の損傷や劣化の変状を把握し、計画的に必要な修繕を実施することにより、施設の機能を維持する。

施設毎の維持・修繕方法を下記に示す。

●堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁

堤体前面の洗掘、水叩きの沈下や直下の空洞等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

●突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤（消波工含む）、潜堤（人工リーフ含む）

波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じてブロックを補充する等適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

●人工海浜

前浜幅、後浜高等を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じ

て砂礫の補充やサンドバイパス等の漂砂バランスの調整を実施することにより、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

●水門・樋門、排水機場

躯体の劣化や前面洗掘等の施設の状態面、電圧・動作電流・絶縁抵抗・部材の摩耗・ロープ径等の施設の機能面等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。